

改正労働基準法等説明会

～厚生労働省より講師を招いて開催します～

「働きすぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現するため、時間外労働時間の上限規制、年5日間の年次有給休暇の取得、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げ、労働時間の客観的な把握、フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度の創設、産業医・産業保健機能の強化などを含む労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法が改正され、2019年4月1日から順次施行されます。

東京労働局では、企業の人事労務担当者等を対象に、これらの法律の内容等について理解を深めていただくため、厚生労働省の担当職員や東京労働局の担当職員による説明会を開催いたします。

【日 時】

平成30年12月7日（金）

13:30～15:50

【場 所】

日本教育会館 一ツ橋ホール

（千代田区一ツ橋2-6-2、右図参照）

【定 員】

800人 <参加無料>

【内 容】

- 改正労働基準法について
講師/厚生労働省 労働基準局 労働条件政策課
- 改正労働安全衛生法について
講師/東京労働局 労働基準部 健康課
- パートタイム・有期雇用労働法等の内容について
講師/東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

※参加をご希望の方は、下記参加申込書により、FAXにて下記期限までにお申し込みください。
定員になり次第、期限前でも締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
参加票はお送りいたしませんので、当日はこのチラシをご持参いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京労働局 労働基準部 監督課 （電話03-3512-1612）

【12月7日開催説明会 参加申込書】

FAX 03-3512-1556 ※申込期限：11月16日（金）
（送付状不要）

会社名 参加者職氏名		参加人数	人
連絡先（電話）	※定員に達してしまった場合にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。		

※お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。

